

緑化功労者岐阜県緑化推進委員会会長表彰要領

制 定 平成 2年3月12日
全部改正 平成24年9月28日
最終改正 令和 元年5月 8日

第1 公益社団法人岐阜県緑化推進委員会が行う緑化功労者表彰については、この要領に定めるところによる。

第2 表彰は、次の各号のいずれかに該当するものに対して行う。

- (1) 永年にわたり、緑化に精励し他の模範となる個人
- (2) 永年にわたり、緑化に従事する者で、業務に精励し他の模範となる個人
- (3) 多年にわたり、公共等の緑化に尽力し、その功績顕著な者、又は公共の緑化事務に勤勉し、功績顕著な個人
- (4) 多年にわたり、優れた緑化事業活動を行い、模範となる団体、事業所、施設
- (5) 数年にわたり、緑化運動に関する青少年の育成指導、NPO活動及びボランティア活動に貢献のあった者
- (6) 前各号に定めるもののほか、緑化の推進について、極めて顕著な業績のあった者

第3 表彰は、次の各号のいずれかに該当するものについては原則として行わないものとする。

- (1) 刑に処せられたもの（言い渡しを受けた刑が消滅しているもの及び道路交通法(昭和35年法律第105号)又は自動車の保管場所の確保等に関する法律(昭和37年法律第145号)に違反して罰金刑に処せられた者を除く。)
- (2) 現に起訴されているもの
- (3) その他表彰することが不相当と認められるもの

第4 表彰は、市町村長の推薦をうけ、選考のうえ行うものとする。

- 2 市町村長は推薦書(別記第1号様式)に被表彰候補者推薦調書(別記第2号様式)を添え、公益社団法人岐阜県緑化推進委員会理事長に提出するものとする。
- 3 前第1項の推薦は、11月末日までに行うものとする。

第5 表彰は「緑化功労者岐阜県緑化推進委員会会長表彰」とする。

- 2 過去に会長表彰を受賞した者は、重ねてこれを表彰することはできない。
- 3 表彰は、表彰状を授与して行う。この場合、副賞として賞品を授与することができる。
- 4 表彰を受けることが決定した者が、表彰決定後、表彰前に死亡したときは、その

遺族にこれを授与する。

5 表彰は、緑化関連行事等において行う。

第6 表彰後において、表彰時に被表彰者が第3に該当していたことが判明した場合は、原則としてその表彰を取り消すものとする。

附 則

- 1 この要領（社団法人岐阜県緑化推進委員会会長表彰要領）は、平成2年3月12日から施行する。
- 2 この要領は、平成6年4月1日から施行する。
- 3 この要領は、平成11年4月1日から施行する。
- 4 この要領は、平成12年4月1日から施行する。
- 5 社団法人岐阜県緑化推進委員会会長表彰要領は平成16年3月31日をもって廃止する。《参考：知事表彰と会長表彰の一本化を図った。》
- 6 この要領は、平成16年4月1日から施行する。
- 7 この要領は、平成17年4月1日から施行する。
- 8 この要領は、平成17年10月15日から施行する。
- 9 この要領は、平成18年4月1日から施行する。
- 10 この要領は、平成18年5月22日から施行する。
- 11 この要領は、平成19年8月1日から施行する。
- 12 この要領は、平成22年1月20日から施行する。
- 13 この要領は、平成24年10月1日から施行する。（全部改正）《参考：知事表彰と会長表彰を分離した。》
- 14 この要領は、平成26年8月1日から施行する。
- 15 この要領は、令和元年5月1日から施行する。